

## 第2章 減免税・戻し税

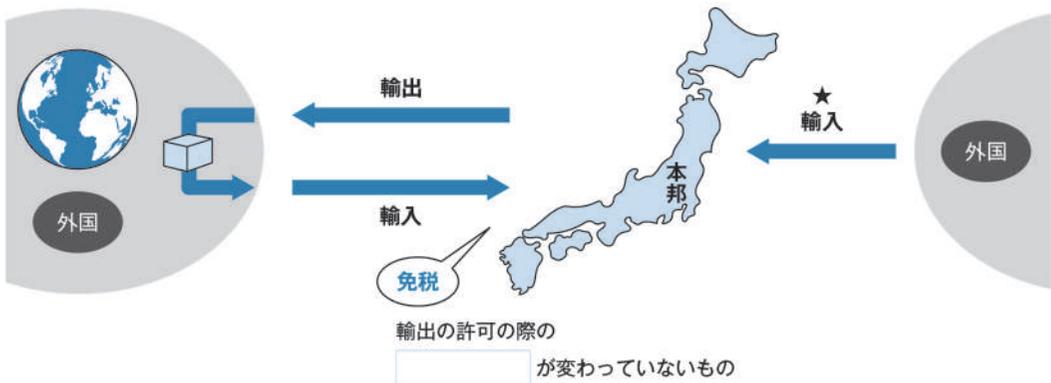
### 1 再輸入に関する減免税

#### (1) 再輸入免税（定率法第14条第10号）

##### ア 要件

本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないものを輸入した場合。（輸出の時期や期間、原産地は問わない）

ただし、本邦から輸出する前に（図の★の輸入）、再輸出免税や再輸出減税等の適用を受けた貨物は適用されない。



##### イ 効果

関税が**免除**される。

##### ウ 手続

再輸入免税を受けようとする者は、輸入申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の提出の際に、その免税を受けようとする旨を記載し、**輸出許可書**又はこれに代わる**税関の証明書**を税関長に提出する。

ただし、貨物がこの規定に該当することが他の資料（輸出時の契約書等）で明らか場合には、輸出許可書等の提示を要しない。

なお、特例申告貨物についての関税の免除を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物に関税の免除を受けようとする旨を付記しなければならない。

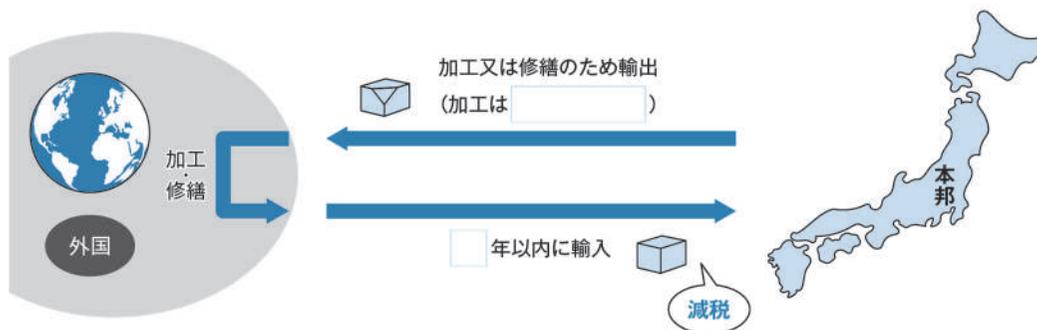
## (2) 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税（定率法第 11 条）

### ア 要件

加工又は修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から原則として 1 年以内に輸入される場合。（1 年を超えることがやむを得ないと認められる理由がある場合で税関長の承認を受けたときは、1 年を超え税関長が指定する期間）



加工については、本邦において加工することが困難であると認められる場合。  
（つまり、修繕については本邦で修繕することが困難であるかどうかを問わない。）



### イ 効果

当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物が輸出許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の全額が軽減される。

$$\text{減税額} = \text{輸入貨物の関税額} \times \frac{\text{輸出許可の際の性質・形状により輸入されるものとした場合の課税価格}}{\text{輸入貨物の課税価格}}$$

### ウ 輸出の際の手続

- ① 輸出申告書への記載事項
  - ・加工又は修繕のため輸出する旨並びに輸入の予定時期及び予定地
- ② 加工・修繕輸出貨物確認申告書（添付書類）への記載事項
  - ・貨物の性質及び形状その他再輸入の確認のため必要な事項
  - ・加工又は修繕の明細及び加工については本邦においてその加工をすることが困難である理由
  - ・当該貨物の輸出申告価格の計算の基礎
  - ・その他参考となるべき事項
- ③ 加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類

## 工 輸入の際の手続

関税の軽減を受けようとする者は、次に掲げる書類を輸入申告の際に（特例申告貨物の場合には特例申告）添付し、税関長に提出する。

特例申告貨物についての関税の軽減を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物に関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

- ① 輸出された際の輸出の許可書又はこれに代わる税関の証明書
- ② 加工又は修繕を証する書類
- ③ 加工・修繕・組立製品減税明細書への記載事項
  - ・貨物の記号、番号、品名及び数量
  - ・輸出許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の課税価格
  - ・当該貨物につき関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎
  - ・その他参考となるべき事項

### (3) 再輸入減税（定率法第14条の2）

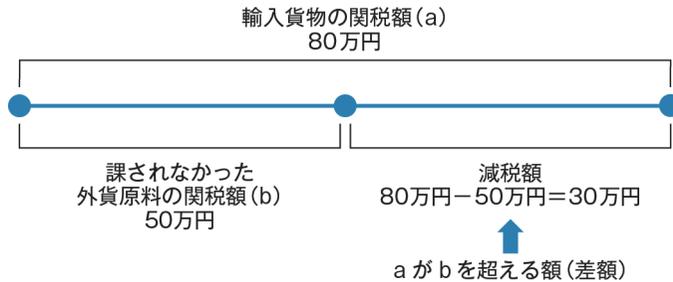
#### ア 要件

- ① 再輸入貨物
  - ・本邦から輸出（積戻し）された貨物で、その輸出（積戻し）の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの
  - ・本邦から輸出（積戻し）された容器で、その輸出（積戻し）の際に使用されたもの又は輸入の際に使用されているもの
  - ・本邦から輸出（積戻し）された貨物で、その積載船舶又は航空機の事故によって本邦に積み戻されたもの
- ② 積戻し貨物及び輸出貨物
  - ・本邦から積み戻された保税作業による製品
  - ・加工材料の再輸出免税の適用を受けて輸出した貨物
  - ・輸出貨物の製造用原料品の減免税、戻し税又は控除の適用を受けて輸出した貨物
  - ・内貨原料品による製品の輸出に係る振替免税の適用を受けて輸出した貨物
  - ・課税原料品による製品の輸出に係る戻し税又は控除の適用を受けて輸出した貨物
  - ・上記4つについて、保税作業によって製造された貨物

## イ 効果

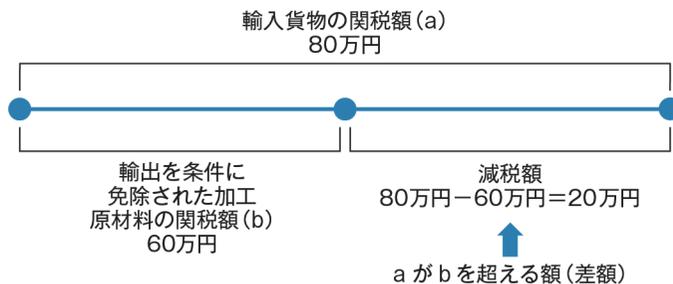
### ① 保税作業による貨物の場合

製品の原料として使用された外国貨物に対する関税で、保税作業によったため課されなかった額を超える額の関税が軽減される。



### ② 輸出の際に減免税等の適用を受けて輸出した貨物の場合

減免税等の適用を受けた関税の額に相当する額を超える額の関税が軽減される。



## ウ 手続

関税の軽減を受けようとする者は、次に掲げる書類を輸入申告の際に（特例申告貨物の場合には特例申告）添付し、税関長に提出する。

特例申告貨物についての関税の軽減を受けようとする者は、当該特例申告貨物の輸入申告書に、当該特例申告貨物に関税の軽減を受けようとする旨を付記しなければならない。

- ① その貨物に係る輸出若しくは積戻しの許可書又はこれに代わる税関の証明書
- ② 製品の原料として使用された外国貨物に対する関税で、保税作業によったため課されなかった額又は関税の軽減等の額についての税関の証明書